

平成 25 年度 清水あすなろ福祉会

法人本部事業計画

定款に定める当法人の目的

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

法人の理念 清水あすなろ福祉会のめざすもの

- 一、 すべての子ども、障害のある人、高齢者が健康で文化的な生活がおくれるよう、地域の人々と力を合わせて、地域福祉の充実と向上に努め、施設として可能な限り必要な支援を行います。
- 二、 子供たちが集団の中で、一人ひとりが大切にされ、高齢者や障害のある人も一人の人格として尊重される施設運営を目指し、常に努力します。
- 三、 利用者・職員・地域住民・関係者の協力を基礎に健全な財政の確立に努め、一人ひとりの意見を大切にす民主的な運営・経営を行います。
- 四、 公的な責任と共同の力で、だれもが、必要なときにいつでも利用できる福祉施設の実現を目指し、広範な人々と協力します。

参考 各施設で掲げる理念

風の子保育園のめざすもの 私たちの目指す保育園 5つの柱

- ① 子ども達が集団の中でのびのび育つことのできる保育園
集団の中で一人一人が大切にされ、自主性と社会性を見につけ豊かな感情と思考力の発達もめざした保育を！
- ② 産休明けから就学まで、年齢・障害・保育時間を問わず、保育を必要とする子ども父母の立場に立った保育の創造をめざそう！
- ③ 父母・職員・後援会・地域住民が、ひとつになって、皆でつくり皆で育て地域から愛される保育園に！
- ④ 子ども・父母・職員の立場を大切にし、皆の財産である保育園を民主的に運営しよう！
- ⑤ 保育をめぐる様々な要求を大切にし、その一つ一つを子どもと保育を必要とする父母の立場に立って、実現できる保育運動を発展させよう！

「ともの家」 設立理念

- 1・障がい者も主人公として精一杯生き、人間としてたくましく、豊かな人生を築くことを目指します。
- 2・地域の人々の理解と協力のもとに、共に生きる町づくりを目指します。
- 3・障がい者や家族・関係者一人ひとりの意見を大切にしたい、民主的な経営を目指します。

25年度基本方針

あすなろの家施設長交替・風の子保育園新園舎での保育開始・ともの家第二グループホーム SUN の運営開始、と、各施設ともに大きな経営環境変化の中で24年度が過ぎ、外形的には安定した状況を迎え25年度に入ります。

しかしながら社会福祉を取り巻く情勢は増大する福祉関連予算をいかに抑え込むかと言う政府予算の基本姿勢から一層厳しくなることが予想されます。

保育関連では平成27年度から子育て新システムがスタートすることがすでに決定しています。風の子保育園をどのような運営形態にするのかの判断は早急に決断しなければならない時期にさしかかります。

法人全体に関連する課題としては新会計システムがこれも平成27年度決算からは強制移行が決定されています。

社会的責任を果たしながら安定した経営を維持しなければならないという課題を具体的指針として実現させていくために理事会の果たす役割をより明確にし、理事会と各施設間の意思疎通をより円滑にするための具体策を講じるという目標を掲げて24年度が過ぎましたがこの課題は一層切実なものとして取り組まなければならないものになっております。

I 法人の理念の継承と具体化

法人理念の具体化と言う抽象的な表現で理事会の役割を定めてきましたが、実際には施設ごとの事業計画を承認すると言う形式におわり、理事会として具体的な目標や指針を提示することはできませんでした。施設の目標設定に問題があるわけではなく、理事会としてこのままでよいのかと言う課題がのこされたままになっています。この責任を果たすためには理事各員が施設状況を直接的に理解し、その上で方針を具体的に示していくことが必要を考えられます。

Ⅱ 理事会の役割をどう果たすか

理事会の基本的任務

- 1 法人理念の具体化のための指導的役割を果たす。
- 2 理事会の経営責任を果たすための具体的指針作り

理事会運営のありかた

理事会運営は 24 年度において一定の改善が試みられました。

討議の活性化も図られましたが時間的制約に縛られ、深い討議にまではいたりませんでした。こうした状況を踏まえて 25 年度においては理事会の運営方法のさらなる改善を行う必要があると考えます。 具体的には

- 1 理事会開催時間については従来の午後 3 時開会を繰り上げ午後 1 時半からとすることはすでに 11 月の理事会で原則合意を得ていますので、予定通り理事会開催時間を午後 1 時半とし、討議時間は従来の 2 時間を基本としつつも、討議状況に応じて会議時間の延長に含みを持たせる。

定例の評議員会も開催時間を繰り上げると共に、討議時間を最低 30 分以上延長し、実質討議の時間を確保するよう努める。

- 2 現在の理事会の討議内容の大半は施設報告に時間をかけているが、この運営方法を見直すとともに日常的な理事会運営のありかたも変更する。

- ① 施設報告は基本的には文書報告とし、あらかじめ事前に資料配布を行い、理事会においての施設長報告は重要事項や文書の補足的説明にとどめ、あらかじめ配布される報告書に基づいた質疑を中心に行う。

- ② 文書報告の内容は一般的な施設状況や収支説明のみに流れず、年度初めの基本方針や法人・施設理念に基づいてどうなのかということも含めて報告を求めるとともに、施設長、事務局会議等での論議を通して、報告すべき項目などを整理する。

- ③ 法人事務局も理事会として討議すべき施設課題やテーマなどを事前に整理し、施設資料と同時に理事会開催前に事前配布する。(目標は最低一週間以前)

- ④ 理事会の都度 3 施設に関して並列的に討議するだけでなく、時には必要に応じて 1 施設について集中討議するような会議形態をとる。

- ⑤ 24 年度の事務局運営の中で二つの問題に関してそれぞれに複数の担当事務局員を任命して専門部会のような形で検討を深め理事長に諮問するという形態がとられた。

以前にも専門委員会と言う形があったが時質的には十分な機能を発揮するに至らなかった。今後の中では必要な課題が発生した都度事務局メンバーにとどまらず一般理事も含めて個別の検討部会を設置し検討を深めて理事長に答申するという形態を実施する。

- ⑥ 以上のような改善を通して、理事会討議の中心をこれからどうするかという施設

経営の方向性や理念の具体化、経営計画の策定などに重点をおく。

- 3 理事会の経営責任を明確にするためには一方では施設運営の日常的なチェックが不可欠である。そのために一つは理事長の専決事項をより厳密に執行することと、監事監査を県指導に基づき、業務監査も含め年4回以上の監査を監事をお願いする。
- 4 各施設職員のモラル遵守と利用者への接遇、サービスの一層の向上を図ると共に、理事は日常的に施設を訪問し運営状況への認識を深めると共に、職員との懇談の機会を設定するなどして、施設の状況を肌で感じ取る努力が必要である。
そのために今後主要な施設会議への理事のオブザーバー出席のできる条件を整備する。
- 5 法人の理念や歴史を職員に理解させることは理事会の責任である。そのために25年度から新採用職員への新任研修の一部を法人本部として行う。

Ⅲ 法人の経営基盤、社会的存立基盤をより強固なものとする。

法人が理念の追求のみに終わり、経営の安定を欠くことがあってはならない。

24年度に開催された経営協議会は一定の財務分析を行い、各施設の経営の現状を収益力で見ることが出来たが、その数値に基づいて経営の未来予測を行う所までは至らなかった。

今年度は昨年度の分析結果に24年度決算数字を加え、将来予測を明らかにしながら、経営の方向性を討議できるレベルに高める。

24年度方針において、地域密着型施設運営と施設運営の客観的評価による利用者の満足度の向上を目指すという方針は引く続き重点課題とし、その方法についてさらに多角的に改善を図る。具体的には施設利用者やその家族などからの日常的なアンケートやホームページからの投稿などの呼びかけ、ボランティアとの話し合いなどの場に理事も出席出来るようにすることなどを検討する。

法人全体の情報発信の場としてホームページは引き続き改善を図る。

現状では施設により更新頻度に大きな差があり、古いニュースがそのまま掲載されている事例が引き続いていて、各施設ともに定期更新を義務付け、最新の施設情報を掲載するようにならなければならない。法人本部としての技術的実務は鈴木理事が中心になって進めているが、掲載内容の更新など施設によって大きなばらつきがみられるので内容更新を施設任せだけにせず、法人として掲載記事の更新を促進できる体制を作る。具体的には加藤理事を中心にその任にあたる。

関連情報に関してはリンク集で検索できるようになってはいるが、それぞれの施設の分野に関連した雑学的なニュースも含めそれぞれの分野に関わる幅広い情報を掲載でき

るよう努力に努める。

情報発信の場としての一方向的な利用にとどまらず、前述したような閲覧者との双方での意見交換なども検討する。